

地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、郵送事後審査方式制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年6月15日

長生郡市広域市町村圏組合

管理者 田中豊彦

## I 入札に付する事項

- |            |  |
|------------|--|
| ①工事等名      | 配水管布設替え工事  |
| ②工事等場所     | 茂原市下永吉466～木崎1924地先   |
| ③期間        | 契約日の翌日から平成29年12月7日   |
| ④概要        | 1. $\phi$ 250ダクタイル鋳鉄管(GX) L=285m<br>2. 仕切弁 $\phi$ 250×2基、 $\phi$ 75×4基<br>3. 地下式消火栓 1基<br>4. 空気弁 1基<br>5. 給水管切替え 7箇所<br>6. 舗装工 t=7cm(市道部) A=2,009.0m <sup>2</sup> 、t=4cm(市道部) A=72.0m <sup>2</sup><br>t=5cm(歩道部) A=2.0m <sup>2</sup> 、t=4cm(歩道部) A=3.0m <sup>2</sup><br>7. 区画線工 1式 |
| ⑤入札保証金     | 免除   |
| ⑥契約保証金     | 請負代金の10分の1以上<br>(請負代金額300万円未満の場合は免除)   |
| ⑦最低制限価格    | 有  |
| ⑧部分払       | 無  |
| ⑨前払金       | 有  |
| ⑩工事費内訳書の提出 | 有  |

## II 入札参加に必要な資格

- |          |  |
|----------|--|
| ① 名簿登載   | 平成27・28・29年度長生郡市広域市町村圏組合入札参加資格者名簿登載者<br>登録業種「工事」(土木工事)・格付「A等級」   |
| ② 登録地の要件 | 長生郡市7市町村に建設業法に基づく許可を得た本店、支店又は営業所がある者。  |
| ③ 配置技術者  | 本工事に必要な資格を有する主任技術者を専任で配置できる者。<br>ただし、配置する主任技術者は、本工事の入札日現在において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者。   |
| ④ 施工実績   | 過去5年間(平成24年度以降)に土木工事、または管工事(公共事業)を元請けとして施工し、完成引渡しが完了した実績を有している者。   |
| ⑤ その他    | 次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと。<br>① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務<br>② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務<br>③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務 |

### Ⅲ 入札(開札)の日時及び場所

- ①日 時 平成29年6月30日 13時30分  
②場 所 茂原市下永吉2101  
長生郡市広域市町村圏組合 管理棟【TEL0475-23-0107】

### Ⅳ 設計図書の貸出方法

- ①方 法 所管課へ電話にて貸出日を予約し、設計図書等貸出申請書を持参のうえ貸出を受けること。なお、貸出を受けない者は入札に参加できない。  
②場 所 長生郡市広域市町村圏組合水道部  
水道部管理課【TEL0475-23-9481・Fax0475-25-9465】  
③期 間 平成29年6月16日から平成29年6月23日  
午前9時 ~ 午後4時 (正午から午後1時までは除く)  
但し土曜日・日曜日・祝日は除く

### Ⅴ 設計図書に関する質問

- ①受付窓口 (質問事項は、文書のみとする。)  
長生郡市広域市町村圏組合水道部  
水道部工務課【TEL0475-23-9483・Fax0475-23-9440】  
②期 間 平成29年6月19日から平成29年6月23日  
午前9時 ~ 午後4時 (正午から午後1時までは除く)  
但し土曜日・日曜日・祝日は除く  
③回 答 その都度質問者のみにFAXで回答

### Ⅵ 入札書郵送到着期限・郵送先(簡易書留に限る)

- ①提出物 入札書・工事費内訳書  
②期 限 平成29年6月28日 午後5時までに必着  
③入札書郵送先 〒297-0035  
茂原市下永吉2101  
長生郡市広域市町村圏組合総務課工事管理室

※ 入札方法等は、郵送事後審査方式制限付一般競争入札実施要領、契約・入札心得等で確認すること。

※落札候補者となった場合に提出する書類

- ① 入札参加資格審査申請書
- ② 配置技術者との恒常的雇用関係を証明できるもの
- ③ 配置技術者の資格を証明できるもの
- ④ 営業所専任技術者との重複の有無を確認できるもの
- ⑤ 工事实績を証明できるもの
- ⑥ 現場代理人兼務届(案)(兼務を希望しない場合は必要なし)